

吹田市立図書館条例及び吹田市立図書館の管理運営に関する規則並びに吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の一部改正の骨子案

1 概要

令和2年(2020年)1月に定めた北千里小学校跡地複合施設建設整備基本計画に基づき、北千里小学校跡地(吹田市古江台3丁目8番)に、図書館、地区公民館、児童センターの3施設からなる複合施設を設置します。

これら3施設においては、複合施設であるという特徴を生かし、一体となって、各施設の利用者の世代間交流の促進を図るための多世代交流事業を実施し、地域の活性化に寄与します。

また、多世代交流事業、施設の維持管理、受付業務等について、民間のノウハウを活用することで効率的かつ効果的に管理運営ができるよう指定管理者制度を導入します。ただし、図書館のレファレンス業務及び学校訪問等の読書推進に関する地域・学校連携業務は、市直営で行います。

これらに必要な事項を定めるため、条例及び規則を一部改正するものです。

2 条例及び規則の一部改正の内容

(1) 北千里分室の移転等

吹田市古江台4丁目2番D7の千里図書館北千里分室を吹田市古江台3丁目8番に移転し、「吹田市立北千里図書館」とします。

(2) 事業及び設置目的

既存の吹田市立図書館の事業及び設置目的に加え、北千里図書館においては、併設の地区公民館及び児童センターと連携して世代間の交流の促進を図るための事業を実施し、地域の活性化に資することを目的とします。

(3) 開館時間

北千里図書館の開館時間は午前10時から午後8時までとします。

(4) 指定管理者制度の導入

北千里図書館の指定管理者を指定し、多世代交流事業、施設の維持管理、受付業務等を行わせることができるとします。指定管理者の指定期間は5年とします。

なお、そのため指定管理候補者選定委員会を設置します。

3 施行予定年月日

令和4年(2022年)11月から施行します。ただし、指定管理候補者選定委員会の設置に係る改正は、令和3年(2021年)4月1日から施行します。